

障害者医療・リハビリテーションセンターが開設しました

平成19年4月1日に障害者医療・リハビリテーションセンターが、府立急性期・総合医療センター敷地内に開設されました。

障害者医療・リハビリテーション部門には87床の入院機能があり、リハビリテーション医療を行います。また、地域の医療機関で受診が困難な方の外来と歯科診療を実施します。知的障害等のために行動障害やコミュニケーションに支障がある方にも対応します（府立身体障害者福祉センター付属病院を移転、統合）。

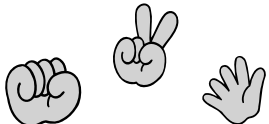
3階の講堂は体育館にもなりますが、災害時には災害拠点病院支援施設として活用できるようベッド、呼吸器等も収納されています。

障害者自立センターの自立訓練のための入所施設は、地域で社会生活を高めるための生活訓練をします（入所期間・有期限、府立身体障害者福

祉センター更生施設を移転、新設）。

障害者自立相談支援センターは府身体障害者更生相談所（堺市南区城山台）と府知的障害者更生相談所（大阪市中央区谷町）を移転、統合したものです。

又、知的障害者支援課では、新たに知的障害と発達障害との重複障害の支援に取り組まれるとのこと。



障害者医療・リハビリテーションセンターの概要



- ・敷地面積：5,448.63㎡
- ・延床面積：10,004㎡
- ・建 物：鉄筋コンクリート3階建
- ・場 所：大阪市住吉区大観3-2-36

災害拠点病院支援施設
災害時は災害拠点病院支援施設として被災者の受け入れや初期治療に利用

障害者医療・リハビリテーションセンター

障害者医療・リハビリテーション医療部門（急性期・総合医療センター）

*災害拠点病院支援施設

【リハビリテーション医療】

急性期から回復期に至る一貫したリハビリテーション各種設備等のリハビリテーション医療
脳性まひや脊髄損傷に伴う合併症や二次障害の治療

【障害者医療】

障害者外来の設置
知的障害等のために行動障害やコミュニケーションに支障があり、地域の医療機関で受診が困難な方の外来窓口
障害者歯科医療の推進
重度障害者の歯科診療を実施

大阪府立障害者自立センター

障害者医療リハ部門において治療を受けた障害者や、地域で生活する障害者などの社会生活を高めるための支援を行う。
・身体機能や社会生活向上のための支援プログラムの実施
・福祉用具に関する相談・情報発信

大阪府障害者自立相談支援センター

障害者の自立を支援する新しい相談センターを設置し、障害特性に応じた総合的な支援を行う。
・ケアプラン作成支援などによる地域生活支援
・障害者ケアマネジメントの推進による専門的広域的支援
・補装具や療育手帳の判定

治療の当初から地域生活への移行までの一貫したリハビリテーションの実施

連携

市町村で対応困難な事例への支援、人材育成、巡回リハビリテーション等

専門医療機関・地域医療機関

市町村（リハビリテーション実施機関・相談機関等）

花見に行ってきました（交流事業）



大和なでしこサン達です

雨が降らなくてよかったよ。日頃の行いがいいもーん

アロマ効果あったかな

花もいれけどだんごもいれい

はるうらら

バーベキューもおもしろかった

OTK
障害者
生活

No 57

大阪府重症心身障害児・者を支える会
大阪支部

守る会三原則

決して争いはしない
親が弱くても、我が子の生命を脅かさない
親が弱くても、我が子の生命を脅かさない
親が弱くても、我が子の生命を脅かさない
親が弱くても、我が子の生命を脅かさない
親が弱くても、我が子の生命を脅かさない
親が弱くても、我が子の生命を脅かさない
親が弱くても、我が子の生命を脅かさない
親が弱くても、我が子の生命を脅かさない
親が弱くても、我が子の生命を脅かさない

情報

このたび、医療型の障害児施設における利用者負担額が示されました。

更なる利用者負担の軽減について

障害児施設(医療型)

重症心身障害児施設入所者の例(18歳未満)
(平均事業費(福祉)26.2万円、(医療)41.4万円)

所得区分	現行(19年3月まで)				見直し後(19年4月以降)			
	合計	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食費(標準 負担額)	合計	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食費(標準 負担額)
一般世帯 (所得額10万円以上)	45,000円	26,200円	18,800円	0円	45,000円	26,200円	18,800円	0円
一般世帯 (所得額2万円~10万円未満)					18,600円 (2分の1)	1,000円	0円	
一般世帯 (所得額2万円未満)	27,200円	26,200円	1,000円	0円	27,200円	26,200円	1,000円	0円
低所得Ⅱ					18,600円 (2分の1)	1,000円	0円	
低所得Ⅰ	18,000円 (8,500円)	15,000円 (7,500円)	1,000円	0円	18,000円 (8,500円)	15,000円 (7,500円)	1,000円	0円

※1「所得割」とは、市町村民税の所得割をいう。 ※2〔 〕は、社会福祉法人軽減適用後の額。
※3 傍線部分が変更額。

障害児施設(医療型)

重症心身障害児施設入所者の例(18歳、19歳)
(平均事業費(福祉)26.2万円、(医療)41.4万円)

所得区分	現行(19年3月まで)				見直し後(19年4月以降)			
	合計	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食費(標準 負担額)	合計	福祉部分 利用者負担額	医療部分 利用者負担額	食費(標準 負担額)
一般世帯 (所得額10万円以上)	54,000円	26,200円	27,800円	0円	54,000円	26,200円	27,800円	0円
一般世帯 (所得額2万円~10万円未満)					28,600円 (2分の1)	10,000円	0円	
一般世帯 (所得額2万円未満)	38,200円	26,200円	10,000円	0円	38,200円	26,200円	10,000円	0円
低所得Ⅱ					28,600円 (2分の1)	10,000円	0円	
低所得Ⅰ	25,000円 (17,500円)	15,000円 (7,500円)	10,000円	0円	22,300円 (17,500円)	10,000円 (7,500円)	10,000円	0円

※1「所得割」とは、市町村民税の所得割をいう。 ※2〔 〕は、社会福祉法人軽減適用後の額。
※3 傍線部分が変更額。

大阪府立急性期・総合医療センターより、皆様にお知らせがありました

【府立急性期総合医療センターに障害者歯科が開設されました】

この4月に府立急性期総合医療センター(急総C)に障害者歯科が開設されました。当科は堺の大阪府立身体障害者福祉センター(身障センター)において、32年前から重度障害の歯の治療を行ってききましたが、身障センターがこの3月に閉鎖されたため、住吉区の急総Cに引越ししてきました。

当歯科はこれまで、身体障害の患者様だけでなく、知的障害の患者様、さらに脳卒中や認知症などの高齢の障害患者様も受け入れてきました。年齢制限もありません。

治療の進め方ですが、まず歯科衛生士による歯磨き指導を行います。ただし、痛みや腫れのある場合は緊急処置を行います。治療が怖くてなかなか診療台上に上がれない患者様には、慣れてもらうために歯科衛生士による3-4回のトレーニングコースを設けています。

歯を治療するには何回回転もする電気ドリル(タービン)で歯を削ったり、小型のキリ(リーマー)で歯の神経を取ったり、金風の詰め物をしたり、金冠を被せたりします。ですから治療中に患者様が不意に動いた時に、誤って舌や唇を怪我させたり、金冠や小器具を飲みこませてしまうような医療事故は防止しなければなりません。

このようなことから当歯科では、安全治療を行うために、患者様に歯科用セーフティシートの着用をお願いすることがあります。また怖がってどうしても歯科治療が難しい患者様においては、不安や恐怖を和らげる作用のあるガスを吸ってもらう笑気吸入鎮静法や、鎮静薬を血管の中に入れてる静脈内鎮静法、全身麻酔など様々な方法を行っております。患者様にとって最も楽で、良い治療を受けていただくためどのような方法を選ぶかについては、私どもと保護者の方とよく相談して決めさせてもらっています。

当歯科は、一般開業医では治療の困難な重度障害の患者様をお引き受けたいですので、原則として、身体障害者手帳1・2級 あるいは 療育手帳A、B1に限らせていただいております。ただし、軽度障害の患者様 あるいは、手帳をお持ちでない患者様でも、障害患者様であれば、「一般歯科では治療が難しい」という歯医者さんからの紹介状をお持ちくださいればお引き受けします。

当歯科のスタッフは、常勤歯科医師3人、歯科衛生士4人、看護士1人です。いずれも身障センターにおいて長年障害者歯科に従事してきた経験豊富な、ベテラン選手ばかりですので御安心下さい。

なお当歯科は予約制を取っておりますので、受診を希望される患者様は当歯科まで電話下さい。冒頭に4月開設と書きましたが、病院側の工事の遅れから、現在は診療台3台の仮設診察室での診療です。7月以後は診療台は5台となり、設備的にも完備されます。それまでは予約が少々取りにくい状況ですので、あらかじめ御下さい。

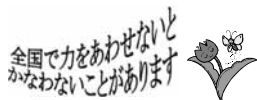
大阪府立急性期・総合医療センター
障害者歯科部長 西田 百代

588-8558 大阪市住吉区万代東3丁目1番56号
Tel 06-6692-1201

「支える会」入会のご案内

大阪府重症心身障害児・者を支える会(全国重症心身障害児(者)を守る会の大阪支部)への入会についてご案内

- 【個人会員】 年会費 8,400円
本部「両親の集い」、本会「支える」発行購読料含む
年会費 3,600円
本会「支える」発行購読料含む
- 【法人・団体会員】 年会費 10,000(1口)
本部「両親の集い」、本会「支える」発行購読料含む
- 【協会員】 年会費 3,000(1口)
(運営資金の協会員)
本会「支える」発行購読料含む
申込み・問い合わせは事務局までお願いします。



小児障害児の方に

大阪発達総合療育センター(大阪市東住吉区)には小児障害児歯科があります。

当センターでは、永く、心身障害児のう蝕・歯周疾患・口腔疾患の予防を中心とした低年齢からの歯科管理を行っています。

高校生以下・18才未満の方を対象としています。運動障害を伴わない知的障害・自閉症等の障害をお持ちの方の受診も出来ます。



社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会より

重症心身障害児(者)の支援に関する調査報告書が届いています

障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、障害児関係施策に関しては同年10月から本格的に施行され、全ての障害福祉サービスの提供は利用契約の締結によって開始されることとなった。利用契約は、利用者とサービス提供者との間で締結されることとなるが、判断能力が十分でない20歳以上の障害者の場合には、成年後見制度により成年後見人等を選任する必要が生じてきた。そのため、全国重症心身障害児(者)を守る会の会員及び重症心身障害児施設・重症心身障害児病棟を有する国立病院等に対して成年後見制度や利用契約制度等に関するアンケート調査を実施することにより、その実態を把握し、保護者に対する今後の支援のあり方を明らかにすることを目的として、本調査研究を行ったものである。(報告書より抜粋・要約)

アンケート調査の集計結果と考察(抜粋)

- () 保護者に対する調査
 - (障害者自立支援法について・利用契約制度への移行についての理解度・成年後見制度について・成年後見人の選任状況・家庭裁判所における鑑定の有無・成年後見人の選任に伴う鑑定費用・成年後見人の選任手続きの費用・成年後見人の選任までにかかった期間・サービス提供者との利用契約の締結者など)
- () 施設に対する調査
 - (施設の設置・運営主体・入所定員・利用契約の締結状況・成年後見人の種類・利用契約制度に関する保護者への説明者・成年後見制度に関する保護者への説明者・利用者の預金通帳の管理状況・利用者負担金の受納方法など)

「支える会」事務局

〒545-0021
大阪市阿倍野区阪南町5-15-28
育徳コミュニティセンター2階
大阪府重症心身障害児・者を支える会 幹事 祥子
TEL 06-6624-2555
FAX 06-6624-2556
<郵便振替> 00930-9-69598

支える会ホームページのご案内

ドメイン名 <http://www.sasaeru.or.jp/>
メールアドレス osaka@sasaeru.or.jp

様々な御意見・御質問や情報をメールや掲示板にお寄せ下さい。

全国・各地へリンクあり!



会費納入のお願い

既に納入がお済みの方にはあしからずお許しを賜りますようお願い申し上げます。

<問い合わせ> TEL 06-6624-2555
FAX 06-6624-2556

<郵便振替> 00930-9-69598
大阪府重症心身障害児・者を支える会

編集後記

障害者自立支援法が施行され、福祉サービスの提供を受けるためにも利用契約を結ばなければならず、重度の障害児は後見人を立てる必要が生じてきます。同時に、選挙権を失うこととなります。今後、統一地方選が終われば、参院選に向けて動いていきます。最重度の障害者の思いをどう反映させるのか、しっかりと考えなければなりません。重度の障害者が安心して暮らせる世の中になるよう活動することの大切さを再認識し、選挙の機会を失っている人たちのために今すべきことは山ほどある。このためにも、今この日この場で「公職選挙法第119条には、選挙権を有しないとして障害者という文字はないのです。」

編集・責任者

編集委員 一同

(事務局) 編集・責任者
〒545-0021 大阪府阿倍野区阪南町5-15-28
育徳コミュニティセンター2F
TEL 06-6624-2555 FAX 06-6624-2556
郵便振替口座 00930-9-69598
大阪府重症心身障害児・者を支える会
代表理事 幹事 祥子
副代表理事 幹事 祥子

発行所 大阪府身体障害者団体定期刊行物協会
〒545-0021 大阪府阿倍野区阪南町5-15-28
吹田市千里山西六 一七二

(会費) 会費の方は会費の中に含まれていません
定価 500円

ご案内

「広汎性発達障害を伴う重症児者の権利擁護を考える研修会」

独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業

日時：平成19年7月7日(土) 9:45～ 受付
10:30～12:00 基調講演
13:00～16:00 シンポジウム
場所：大阪国際交流センター 小ホール(大阪市天王寺区上本町8-2-6)
TEL 06-6772-6729

基調講演

講師：門 眞一郎氏(京都市児童福祉センター副院長 児童精神科医)
テーマ：「広汎性発達障害を伴う重症児者の処遇について」

シンポジウム 13:00～
テーマ 「広汎性発達障害を伴う重症児者施策の現状を見ずして」
シンポジスト 厚生労働省 障害福祉専門官 高原 伸幸氏
(予定) びわこ学園医療福祉センター 地域事業部 石井 裕紀子氏
重症心身障害児(者)施設 すくよか 調整中
大阪府重症心身障害児・者を支える会 中谷 弘子氏
主催 大阪府重症心身障害児・者を支える会
参加費 1,000円

お申込みは郵送又はFAX・Eメールにて「大阪府重症心身障害児・者を支える会事務局」宛に、6月20日までに送付下さい。

問い合わせ先
大阪府重症心身障害児・者を支える会 事務局
〒545-0021 大阪府阿倍野区阪南町5-15-28
育徳コミュニティセンター 2F
TEL 06-6624-2555 FAX 06-6624-2556

当会では、10年前より、困難な状況にある行動面の問題を抱えた方々に焦点を当てた研修会等を継続し毎年開催してきました。研修を重ねる中で、その支援は、障害特性に配慮した環境整備(構造化)や早期の診断と評価、さらに早期に対応し、療育等の場と医療の連携をしていくためのシステムが重要であることが分かってきました。しかし、身辺自立に手厚い介護を必要とする最重度障害児者は脳に器質的・機能的な障害があり、広汎性発達障害等(社会的対人関係の困難性・コミュニケーション障害・こだわりなど)を合併しやすく行動面での問題も抱え、対応に苦慮されています。その上、てんかんの頻発や易感染性、慢性疾患の合併など、内科・小児科的にも精神的にも継続的な医療の問題を抱えています。この度、平成19年度の独立行政法人福祉医療機構助成金(高齢者・障害者福祉基金「地方」)の助成を受け、「広汎性発達障害を伴う重症児者の権利擁護事業」の実施を計画しています。重介護で最重度の障害者と行動面での問題を抱え、医療面のケアも必要な方々の施策については、障害者自立支援法では抜け落ちていくとのことです。孤立しがちな人たちの実態を把握することにより問題提起し、社会資源の整備、対応の仕方を学ぶことにより、権利を侵害されている方々の自己実現を図りたいと考えております。お問い合わせなどについては、事務局までお願いします。

(S)